

入札説明書

大分県立図書館貴重資料等デジタル化委託業務にかかる入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年6月27日（木）

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 大分県立図書館貴重資料等デジタル化委託業務
- (2) 業務場所 大分県立図書館1階撮影室（大分県大分市王子西町14番1号） 他
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年1月17日まで
- (4) 業務概要 大分県立図書館所蔵の貴重資料等について、デジタルカメラにて撮影した画像データ又は平板スキャナーでスキャンした画像データ（jpeg形式、pdf形式、Tiff形式の3種）を格納したハードディスクを作成する。
- (5) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を取得している者であること。
- (3) 過去において、国や地方公共団体等との間に、古文書を取り扱う業務の契約を締結し、履行完了した実績を有する者であること。なお、契約書等実績を確認できる書類の写しを少なくとも一件提出する必要がある。
- (4) 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）公認の文書情報管理士1級の有資格者を配置できること。なお、資格を有する書類：証明書（写し）と有資格者が社員であることの証明書（社員証等の写し）を提出する必要がある。
- (5) 業務に必要な機器を有していること（リースを含む。）。
- (6) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 上記3(3)、(4)の資格を有する書類の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年7月8日(月)午後5時00分 必着
- (2) 提出場所 大分県立図書館 総務企画課
- (3) 提出方法 持参又は郵送の方法によること

5 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県教育委員会ホームページ上に令和6年7月10日(水)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

6 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県立図書館 総務企画課

〒870-0008 大分市王子西町14番1号

電話 097-546-9977 / FAX 097-546-9985 / E-Mail a31501@pref.oita.lg.jp

7 競争入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 場所 大分市王子西町14番1号
大分県立図書館1階 第5研修室
- (2) 日時 令和6年7月11日(木)午前10時00分
- (3) 入札会場には、参加者及び入札執行事務に関係ある職員以外の者は入場することができない。
- (4) 参加者は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することはできない。
- (5) 参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、開札終了時まで入札会場を退場することはできない。
- (6) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者

8 入札書及び契約手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

10 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第5条第3項第9号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

11 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- (5) 誤字又は脱字等により、必要事項が確認できないとき
- (6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札

なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

12 最低制限価格に関する事項

設定しない。

13 入札参加時の注意点

- (1) 役務の提供のほか、附帯する諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
- (2) 入札書に必要事項を記入し、押印すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額(小数点以下の端数切捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(整数)を入札書に記入すること。なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- (4) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行う。そのため、再度の入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。
- (3) 再度の入札を行っても落札者がいないときには、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。
- (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定

を行う。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札者決定通知の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 落札者は、上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- (3) 契約書は2通作成し、当事者が各自1通保管する。

16 契約条項及び支払条件

別紙「大分県立図書館貴重資料等デジタル化委託業務契約書（案）」のとおり。

17 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承の上、入札に参加すること。

18 質問の受付及び回答

本業務についての質問は、質問書（別添様式）により行うものとし、質問書の提出があった場合においては、令和6年7月5日（金）午後3時00分以降に、質問の内容及び回答を大分県ホームページ、大分県教育委員会ホームページに掲載する。

- (1) 提出場所 大分県立図書館 総務企画課
- (2) 提出期限 令和6年7月4日（木）午後3時00分
- (3) 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールのいずれかの方法により提出すること。
なお、持参以外の場合は必ず電話により着信を確認すること。

19 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期又は中止する場合がある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は中止する場合がある。

20 その他

参加者が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者が負担するものとする。